

令和3年度 第1回 酒田市景観審議会 議事録

日 時：令和3年10月4日（月） 午後2時00分～午後3時00分

場 所：酒田市役所 3階 第一委員会議室

出席者：小松 麻美 委員、兵藤 陽子 委員、佐々木 大祐 委員、佐藤 恒夫 委員、
渡部 芳久 委員、伊藤 かほる 委員、阿曾 眞由美 委員、池田 香 委員、
松山 薫 委員、梅津 勘一 委員、村上 成起 委員、佐藤 康一 委員

以上12名

欠席者：1名

事務局：企画部長、都市デザイン課

報道関係：なし

一般傍聴：1名

1 開 会 (2:00～) 事務局より、本審議会が酒田市景観条例第35条第2項の規定に基づき、開催要件を満たしていることを報告。

2 あいさつ 企画部長

3 諮 問

4 議 事 (2:06～)

(1) 議第1号 (仮称)遊佐洋上風力発電事業環境影響評価方法書について

議長 それでは、これより議事を進めます。初めに審議会の進め方について、事務局から説明をお願いします。

事務局 最初に、方法書の審査手続きについて説明し、その後、今回の方法書について、概要と補足事項の説明をさせていただきます。

次に、事前に事業者あてに委員から質問があった事項について、事業者から回答があった内容について説明させていただき、追加で方法書について質問がありましたら、事務局が答えられる範囲で回答し、最後に、委員の皆様より方法書について意見をいただきたいと思います。

議長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明<環境アセスの手続きについて>
説明<(仮称)遊佐洋上風力発電事業環境影響評価方法書について>
説明<事前質問への事業者の回答>

議長 それでは、皆さん事務局からの配慮書の説明に対して質問等はございますでしょうか。

今回は事業者が出席しておりませんので、事務局で答えられる範囲での回答となりますので、よろしくをお願いします。

委員 示された資料はフォトモンタージュのやり方について説明されている程度のものであり、実際にどう並ぶかがわかる資料がないと景観の審議というのはなかなか難しい。今一度強くお願いすることはできないでしょうか。

事務局

これまでも委員の皆さんからフォトモンタージュがないとイメージがつかみにくいというご指摘は何度か頂いておりました。今回事業者から全部の地点ではございませんがフォトモンタージュということで提出頂いておりますけれども、今後事業者側の状況も把握しながら確認をしていきたいと思っております。

議長

それでは、続いて、方法書について皆さんから意見をいただきたいと思っております。意見のある方は挙手願います。

委員

以前から何度も申し上げておりますが、何のイメージも示されない状態で景観について議論することは出来ないと思う。

私は現場に行って写真も撮ってどういう姿になるか想像していますが、役場とかインターネットを使って閲覧の方が想像するのはなかなか難しいと思う。

以前から混乱をきたすためとかまだ計画段階で熟度が足りないからとかそういう理由で示さないの多いのですが、配慮書に対する知事意見でもフォトモンタージュにより具体的なイメージを提示しながらという意見でした。にもかかわらず、方法書にも示さない、じゃあいつ示すのか、住民が環境影響評価に関わるのは配慮書、方法書までであって、全部調査終わってから準備書となると後戻りできない状況になります。ですから私は非常に不誠実だと思います。

規模も高さが250mから270mに、12000kWから15000kWにとアップしているので、かなり様々な検討をしているはずですが、シミュレーションがないはずがない。今現在で確定しているわけではないのはわかりますが、一つの案として、50基建てるときはこう、30基建てるときはこう、という案を確定ではありませんが示して、住民に縦覧するというのが誠意ある態度じゃないかと思っております。全国どこの案件も同じだと思うが、すべてこういった方法で口裏合わせのようにして進んでいるというのは非常に不誠実だと思います。フォトモンタージュを見てみんな「え、こんな風になるの」と驚きが出てきて混乱するのをあえて避けているとしか思えない。

関連してもう一点、西浜海水浴場、遊楽里をどうして入れないのか。宮海海水浴場と十里塚海水浴場と西浜海水浴場で一番人が入るのは西浜海水浴場。十六羅漢もある。計画想定区域の中心部が十里塚海水浴場であるから西浜は省略したというのは、詭弁に過ぎないと私は思う。西浜から見た場合の夕日の沈む角度も一段と影響を受ける場所だと思う。

そして遊楽里も、前に違う会社も同様の回答でしたが、不特定多数の人が集まる施設ではなく、有料施設でお金を払った人だけが泊まって食事をする場所だからというのは、全く詭弁じゃないですか。遊楽里に行ったらみんな窓際、海側の部屋を希望します。そして眺望レストランで日本海に沈む夕日を眺めて夕食を食べるのが遊楽里の売りじゃないですか。それを遊楽里の施設担当者から申出があった場合は考えますというのは…。お金を払っているからこそ大事なのではないですか。

例えば、日和山下の割烹小幡がなぜ閉店したか、小幡の南側にマンションが建ったからじゃないですか。小幡の広場からの酒田港の眺望が失われる、小幡の価値が失われる、小幡が廃業した一つの原因だったわけですけど。

有料施設だからお金を払っている人だけが見られる、だから関係ないということじゃなくて、松林の上に立っている建物は遊楽里しかない、遊楽里の客室レストランからは日本海を全部眺望できて、そこから夕陽を眺めることができる唯一のポイントなので、私はそこを外すというのは、あえて一番と影響があるポイントを意図的に外しているのではないかと勘繰りたくなります。

日本海の眺望や夕日の景観は、庄内海岸からは風車群が目に入らない景観というものはもう見られなくなるというくらいの、諦めてくださいという、そのくら

いの覚悟のある計画なのかと思う。

私は到底、回避、低減できるレベルではないと思う。

200m級のものが何十基も並んで、夜も点々と点滅する。明らかに景観というものが一変しますので、回避、低減、そういうレベルではない。その辺をあえてうやむやにしている感じがする。

ですので、改めて西浜海水浴場、遊楽里、これは有料施設云々関係なく、一段と眺望できるポイントですので、それをぜひ主要な眺望点に入れてシミュレーションすべきだろうと、あえてもう一度強く意見いたします。

議長

ありがとうございました。ほかにご意見ありませんでしょうか。

委員

要約書の p. 71 に、調査すべき情報として主要な眺望点と景観資源の状況、主要な眺望景観の状況の 3 つが挙げられており、主要な眺望点と主要な眺望景観については、環境アセス法の委任によって定められた発電所アセス省令の中に定義がされています。主要な眺望点というのは、不特定かつ多数の者が利用して眺望する場所、主要な眺望景観というのは、主要な眺望点から景観資源を眺望する景観をいうと定義されています。主要な眺望点は p. 73 に 17 地点が挙げられていて、ここが調査地点や予測地点になると書いてあります。景観資源については要約書には記載がなく、今回の事業者の配慮書には全部で 34 箇所記載されています。p. 331 には主要な眺望景観として、眺望点と景観資源をプロットした図があり、p. 333 には主要な眺望景観への風力発電機の介在の可能性の表があり、ほとんどが対象なしになっている。主要な眺望点から風力発電機が視認される可能性があるので予測しますとの記載があり、次のページに垂直視野角が書いてある。この時点で主要な眺望景観への風力発電機の介在はないので、角度だけは検討しますというふうに、いつの間にか角度の問題に置き換わっているというか、絞り込まれているような気がしました。なので方法書には景観資源および主要な眺望景観が示されていないのだろうと思いました。

昨年度も申し上げましたが、十里塚海水浴場からの大事な景観資源というのは海とか砂浜とか、水平線とか海に沈む夕陽とかだと思うのですが、方法書には一切でてこない。国が示したガイドラインのとおりにはやっているのでダメと否定できないのかもしれないですけど、普通に考えたら主要な眺望点から見える景観資源は何かというのをまとめるはずなのに、主要な眺望点と景観資源の状況は独立して抽出されていて、主要な眺望点からは見えないので対象外です、なんていうのは、ちょっと変だなと。ぜひ風力発電機に対する見えの角度だけではなくて、例えば、春分の日、秋分の日に沈む太陽は特定の箇所からは風力発電機と重ならないように配置するとか、冬至と夏至のときだけは夕陽の沈む位置に対して風力発電機の真上から沈むようにするとか、間に両方挟んでとか、せっかくなので新しい景観を創るようなことを検討するような方法書にしてもらいたい。

現地調査も好天日の一日だけとすとなっていますが、インターネットで調べると夕陽が沈む位置は簡単にわかるようになっているので、そういったことも配慮していただきたい。

さらに、高い位置から風力発電機を見下ろす場合は、魚や牡蠣の養殖いかだのように、地上絵のような景観がつくられるため、角度が小さいから問題がないのではなくて、上から見たときの配置形状、たとえば、夕陽を考慮した配置によって、こういう景観が創られたと説明できるような配置をぜひ検討してほしい。

これも昨年度申し上げたことですが、海の中にすごく太い支柱がたくさん建つわけなので、潮の流れに影響を与え砂浜が削られたり、もしかしたら逆に砂がつくかの検討も必要なのではないか。昨年度の配慮書の十里塚海水浴場の眺望状況のところ、事業者が自らまっすぐに伸びた海岸線とか遠浅の白い砂浜が広がっているとか書いているので、ぜひ気にしてもらいたい。

あと、先ほどから意見が出ているフォトモンタージュですが、眺望の変化の程度を予測すると記述されていますが、フォトモンタージュはあくまでも手法であるので、フォトモンタージュで何を確認するのが方法書ではまったく明確になっていない。これは角度だけ何とかすればいいと、なんとなくそういうふう思うんですね。前回の配慮書の中では十里塚海水浴場からの垂直視野角が約 12.8° で、それをこんなふうに見えますよと示されたとしても、海はすごく広大なので、その大きさに比べたら比較するものがないので、あまり大きく感じないかもしれないですね。先ほど配られたフォトモンタージュも一番最後のページは海の中にあるので、これを見せられてももしかしたらあまり大きいと思わないかもしれない。港のクレーンと一緒に映っているものは、実際クレーンよりも大きさは大きいわけですが遠くになれば当然小さく見えて、クレーンより小さく見えるでしょうと、だから 12° なんてあまり問題ないんですというまとめ方にならないかというのを非常に心配しているので、角度の検討や予測だけでは済ませないでいただきたいというのが私の意見です。

議長

ありがとうございました。
ほかにご意見ありませんでしょうか。

委員

これまでの委員会の議論をちゃんと把握したわけではないのですが、私が報道などで触れている範囲で理解しています。これを見てみて、これだけの規模の景観改変、風車が 40 何本建つので、先ほど委員のご指摘もありましたが、どう考えても回避も低減もできないだろうというのが普通感覚かなと思いますが、矮小化する方向に行っている感じがします。本質的な環境影響の回避、低減とは何だと定義しているのか、事業者にお聞きしたいと思っています。地元のみなさまが、一帯の景観というものを、どれほど価値があるものかと捉えているか、ということによるかと思いますが、全国の高校の地理の地図帳で、この海側からの景観写真というのは、海岸砂丘の事例として載っているような、全国に知名度がある景観ということでもあります。それから、有望な区域に選定されたということも地元がどう評価しているのかは分かりませんが、これだけの真っ直ぐな海岸線にこれほどの、数十本の風車が建つというのは先駆的な事例であるので、初めてだからちょっと分からない、といううちに粛々と進んで行って後戻りができないことになってしまうと、不可逆的な景観の変化ですので、後になって悔やんでも取り返しがつかないという所があります。いろいろな方法で住民に周知していく必要があるのではないかと思います。

議長

予定された時刻となっておりますが、他にご意見お持ちの方はいらっしゃいますでしょうか。なければ時間の都合上このあたりで一度締めさせていただきます。皆様からいろいろご意見をいただきましたが、本審議会に求められていることは、方法書について、市長が県知事に回答するための参考意見という位置づけですので、ひとつにまとめる必要はないと判断しまして、委員のみなさんから出された多くの意見の趣旨を取りまとめて景観審議会の答申とさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。
また、答申書に関しましては、私のほうにご一任いただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

委員

異議なし

(2) その他
議長

次に (2) のその他ですが、委員のみなさまから何かありますでしょうか。

委員

全体的な話ですけど、遊佐沖風力発電の事業者は決定していません。再エネ海域利用法に基づく促進区域になって初めて公募されて事業者が決定する。事業者が決定してから、決定した業者が環境影響評価をするのが普通だと思います。ところが今回は、事業者が公募される前から五月雨式に、対象30社くらいのうち、今まで8事業体くらい、自主的な環境影響評価をどんどんやっている。決してこの事業者がすることになるか分からない、という状況です。どこまでみなさん真剣にやれるのかという感じがしますし、進め方として、山形県の問題だと思いますが、促進区域に指定されず、公募もおこなわれていない中で、各事業者が自主的なアセスをやって、無条件で県は受け付けて、そして、遊佐町長、酒田市長に意見照会をたくさんしてくると。方法書も日本風力開発が口火を切ったわけで、今から7つも8つも出てくると思います。そういったことを繰り返してもたぶん、中身はほとんど同じだと思います。本当にこういった進め方でいいのか、環境影響評価の進め方として、これは市に対する意見というよりは、県の進め方に対する姿勢が、少しおかしいのではないかと思います。以上です。

議長

他にないようであれば、進行を事務局にお返しします。

事務局

貴重なご意見、ありがとうございました。
なお、本審議会の答申書の写しについては、後日委員の皆様にお送りいたします。
また、審議会の議事録を市ホームページで公開させていただきます。
また、遊佐町に関する意見については、市長意見とすることが難しいということをご了承ください。

5 その他

事務局

次に、5その他ですが、委員のみなさま何かございますでしょうか。

委員

(なし)

6 閉 会

事務局

これもちまして、本日の景観審議会を閉会いたします。
長時間にわたるご審議、ありがとうございました。

午後3時00分 閉会